

平成 29 年度

人生の最終段階における医療体制整備事業

公募要領

※ 本事業は、平成 29 年度予算案に盛り込まれているものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものである。事業実施者の選定や予算の執行は、平成 29 年度予算の成立が前提であり、予算の成立以前においては、選定予定者の決定となり、予算の成立等をもって選定とすることとする。

平成 29 年 3 月

厚生労働省

1 総則

「平成 29 年度人生の最終段階における医療体制整備事業」を実施する者(以下「事業実施者」という。)を選定するため、本要領により公募をするものとする。

なお、本事業は、平成 29 年度予算案に盛り込まれているものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものである。事業実施者の選定や予算の執行は、平成 29 年度予算の成立が前提であり、予算の成立以前においては、選定予定者の決定となり、予算の成立等をもって選定とすることとする。

2 事業の目的

この事業は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」(平成 27 年改訂厚生労働省)に則って、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員を含む医療・ケアチームの育成や住民向けの普及啓発を行うことによって、人生の最終段階における医療について患者の意思が尊重される環境整備に資することを目的とする。

3 事業内容

次に掲げる事業を全て実施すること。

① 全国研修の実施

平成 28 年度人生の最終段階における医療体制整備事業により開発され研修プログラムを踏まえ、医療・ケアチームに対して研修を実施すること。

研修は、下表に掲げる地域ブロックごとに 1 回以上、全体で 12 回以上実施することとし、研修会場や講師の選定と教育、受講者の募集方法等については、厚生労働省医政局地域医療計画課と十分に協議を行った上で決定すること。

ブロック名称	都道府県
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

② 受講者に対する相談支援

研修受講者が所属する医療機関における相談支援の実施や臨床倫理委員会の設置等にあたり、必要に応じて受講者からの相談に応じる等の支援を行うこと。

③ 住民向けの普及啓発の実施

人生の最終段階における医療について、希望する療養場所や医療処置について、自ら考えるきっかけをつくることを目的とした住民向けの普及啓発を実施する。

普及啓発について、具体的には住民向けのパンフレットの作成や市民講座の開催等の取組が想定されるが、その内容等については、厚生労働省医政局地域医療計画課と十分に協議を行った上で決定すること。

④ 事業評価

研修及び普及啓発の効果について評価を行い、事業の評価や今後の課題等について報告書を作成すること。

4 事業実施者に関する諸条件

本事業の事業実施者は、次の条件を全て満たす団体とします。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 当該事業を担当する医師を配置すること。
- ⑦ 関係者との連絡調整を担う専任の職員を配置すること。

5 事業期間

事業期間は、事業実施者として選定された日から平成30年3月30日までとする。

6 応募方法等

応募者は、事業計画書を提出すること。（事業計画書の詳細については別紙1を参照のこと）

7 事業実施者の評価等

① 評価、選定の方法

応募者から提出された事業計画書について、有識者等で構成する評価委員会において、別紙2に掲げる評価基準に基づき評価を行う。評価委員会の評価に基づき、厚生労働省において、最も評価の高い一者を選定する。

② 事業実施者の選定結果に係る通知等

選定結果については、書面で連絡する。

事業実施者として選定された場合は、「平成29年度 人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱」等に基づき委託費の交付申請を行うこと。

なお、提出された事業計画書の資料は返却しない。

8 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱としており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）など関係法令の規定によるほか、別に定める「平成29年度 人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱」の定めるところにより交付するものとする。

本事業に係る委託費の交付については、65,747千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料）、委託費に限る。

その他の一般管理費や諸経費などの経費は計上できず、また、基準額を超えた金額については、事業実施者の負担となる。

9 本事業にかかる照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係

TEL：03-5253-1111（内線2662）

FAX：03-3503-8562

事業計画書等について

(1) 提出資料

① 事業計画書

事業計画書はA4版縦長横書を原則とする。ただし、図等本様式に寄ることが困難である場合はこの限りではない。

事業計画書の作成に当たっては、別紙様式に基づいて作成することとし、以下の項目を網羅すること。

- ・事業計画書の提出について(様式1)
- ・作業スケジュール(様式2)
- ・実績(様式3)
- ・業務体制(様式4)
- ・全国研修の運営に関する提案(様式5)
- ・受講者に対する相談支援に関する提案(様式6)
- ・住民向けの普及啓発に関する提案(様式7)
- ・事業の評価に関する提案(様式8)
- ・調査全体を通じた提案(様式9)
- ・支出予定額明細書(様式10)

② 事業実施者の概要が分かる資料

- ・パンフレット等
- ・直近より過去2年分の財務諸表

(2) 提出部数

各6部(原本1部、写し5部)とする。

(3) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係

(4) 提出期限

平成29年4月3日(月) 17時

※郵送による場合は、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とすること。また、封筒の宛名面に「人生の最終段階における医療体制整備

事業応募」と朱書きにより、明記すること。

(5) 留意点

- ・すべての項目を記入すること
- ・必要に応じて記入した内容の詳細を説明する資料を添付すること
- ・資料の枚数は制限しないが、過度な資料の添付は避けること
- ・採択された場合は、原則として本事業計画書に沿って事業を実施するものとし、採択後に事業内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取消等となる場合があること

様式1

平成 年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

○○○○○○○ (印)
(※公印で押印してください。)

平成29年度 人生の最終段階における医療体制整備事業
事業計画書の提出について

標記について、別添のとおり提出する。

機関名 代表者名 ○○○○

所在地 ○○○○

連絡先 所 属
役 職
氏 名
所在地

TEL △△-△△△△-△△△△ (代表) 内線△△△△

FAX △△-△△△△-△△△△

e-mail ****@*****

2. 実績

(1) 医療分野における研修業務の実績

研修名			
時期		受講者数	
研修の概要			
請け負った 業務の範囲			

研修名			
時期		受講者数	
研修の概要			
請け負った 業務の範囲			

(2) その他の研修業務の実績

研修名			
時期		受講者数	
研修の概要			
請け負った 業務の範囲			

研修名			
時期		受講者数	
研修の概要			
請け負った 業務の範囲			

3. 業務体制

(1) 業務を担当する医師の資質

氏名	所属・役職	担当業務	本業務に関する資格・経験等
			(医療分野の資格・研修業務の経験等を記入してください。)

(2) 実施体制・役割分担

(本業務を担う職員全員の実施体制、役割分担等について記述してください。)

様式自由

様式5

4. 全国研修の運営に関する提案

(全国研修の運営等の具体的な方法について記述してください。)

様式自由

様式6

5. 受講者に対する相談支援に関する提案

(受講者に対する相談支援に対応するための具体的な方法等について記述してください。)

様式自由

様式7

6. 住民向けの普及啓発に関する提案

(住民向けの普及啓発の具体的な方法等について記述してください。)

様式自由

様式8

7. 事業の評価に関する提案

(事業の評価に関する具体的な方法等について記述してください。)

様式自由

様式9

8. 事業全体を通じての提案

様式自由

支出予定額明細書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
人生の最終段階における 医療体制整備事業		円	円	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
保険料				
委託費				
合 計				

※作成にあたっては、公募要領 8（本事業に係る委託費の交付について）に留意すること。

【評価基準】平成29年度 人生の最終段階における医療体制整備事業

評価項目	様式	評価基準					評価点
			A	B	C	D	
1. 作業スケジュール	様式-2	作業スケジュールに無理はなく、実現可能か	10	-	-	0	
2. 実績	様式-3						
医療分野における研修業務の実績		医療分野における研修業務の実績があるか A: 豊富にある B: 多少ある C: ほとんどない D: 全くない	5	3	1	0	
その他実績より見込まれる本業務への貢献度		上記以外の実績から、本研修業務の運営に貢献することが見込まれるか A: 大きく貢献する B: 貢献する C: ほとんど貢献しない D: 全く貢献しない	5	3	1	0	
3. 業務体制	様式-4						
事業を担当する医師の資質		医療分野に関する専門知識、研修業務の経験のある医師であるか。	10	-	-	0	
実施体制・役割分担		研修事業を遂行可能な人数の確保及び役割分担が明確にされているか	10	-	-	0	
4. 全国研修の運営に関する提案	様式-5	全国研修の運営方法について、有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: - D: 提案がなされているが有用でない、または提案がない	15	10	-	0	
5. 受講者に対する相談支援に関する提案	様式-6	受講者からの相談について、きめ細やかな対応を行うための提案がなされているか A: 非常にきめ細やかな対応のとれる提案がなされている B: きめ細やかな対応のとれる提案がなされている C: - D: 提案がなされているが雑である、又は提案がなされていない	15	10	-	0	
6. 住民向けの普及啓発に関する提案	様式-7	普及啓発の取組に関して、有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: - D: 提案がなされているが効果が期待できない、又は提案がない	15	10	-	0	
7. 事業の評価に関する提案	様式-8	事業の評価に関して、有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: - D: 提案がなされているが効果が期待できない、又は提案がない	15	10	-	0	
8. 事業全体を通じての提案	様式-9	この他、本事業に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: - D: 提案がなされているが効果が期待できない、又は提案がない	15	10	-	0	

合計

/115点